

# 組織部速報

2020年5月14日

No. 36

## 2020年度夏季手当申し入れ

### 本日、申9号を申し入れる!!

★要求額★

基準内賃金×

# 2.9 カ月分

回答指定日：6月12日（金曜日）とする。

支払指定日：7月 7日（火曜日）とする。

中央本部は、本日会社に対して2020年度夏季手当の申し入れを行ない、「基準内賃金×2.9カ月分」を要求しました。

申し入れに際して、高木委員長より「新型コロナウイルスは命にかかわる問題であり、労使一体となって対応しなければならない。現場は怯えながら社会的使命を果たすために、日々安全・安定輸送を担っている。19年度は10年連続の経常黒字を達成する見込みだが、これは組合員の努力の結果である。この間の労苦に今夏季手当で答えるべき」と述べ、要求書を提出しました。（※詳細は交渉速報 No.15 を参照してください）

新型コロナウイルス蔓延と要員不足の中でも、  
日々安定輸送を担っている、職場の現実を訴えて要求満額を勝ち取ろう!!